

9. 地域医療支援病院の承認要件の緩和について

1 目的及び趣旨

医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつけ医の支援を通じての地域医療の確保を図る観点から、地域医療支援病院の開設者を追加するとともに、紹介患者に対する医療の提供に関する地域医療支援病院の承認要件を緩和する。

2 改正案の概要

(1) 開設主体の追加（告示改正）

医療法第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣定める地域医療支援病院の開設者に次のものを加える。

- 社会福祉法（昭和46年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれにも該当し、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
 - ・ 平成5年7月28日健医発第825号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院又は平成13年8月30日健発第865号厚生労働省健康局長通知「地域がん診療拠点病院の整備について」による地域がん診療拠点病院であること。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の指定又は同法第86条第1項第1号の承認を受けていること。

(2) 紹介率の見直し（通知改正）

医療法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、（中略）体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には ((紹介患者の数 + 救急患者の数) / 初診患者の数) × 100 により算定した数（以下「紹介率」という。）が 80% を上回っていることを求める趣旨であることとされている（平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知）が、このほか、次の2要件のうちいずれかを満たしている場合にも、紹介外来制を原則としていることとする。

- 紹介率が 60% を超え、かつ、逆紹介率が 30% を超えること。
- 紹介率が 40% を超え、かつ、逆紹介率が 60% を超えること。

※ 逆紹介率とは、逆紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100 により算定する。逆紹介患者は診療情報提供料を算定した患者とし、逆紹介患者の数は前年度の逆紹介患者の全数とする。

10. 病院における検体検査業務の受託について

- ◎ 昨年11月の構造改革特区に係る第4次募集において、病院における専門性の高い検体検査業務の受託について提案があり、今般、これを認めることとしたところであり、各都道府県あてその旨通知する予定である。

(参考)

- 構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針(平成16年2月20日構造改革特区推進本部決定)(抄)

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第4次提案追加分)

注)「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
958	病院における専門性の高い検体検査の受託の容認	○医療法(昭和23年法律第205号)第21条1項 ○医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第20条 ○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3 の解釈	病院における専門性の高い検体検査業務の受託について、①営利を目的としていないこと、②病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、という要件を満たす場合には、業として行うことを可能とする。	平成15年度中	厚生労働省

11. 診療所における患者の入院について



医政総発第 0225002 号
平成 16 年 2 月 25 日

都道府県
各保健所設置市 医政主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省医政局総務課長

診療所における患者の入院について（通知）

標記について、別紙 1 の横浜市衛生局長からの照会に対して、別紙 2 のとおり回答したので、御了知願いたい。



衛地医第383号
平成16年2月19日

厚生労働省医政局総務課長様

横浜市衛生局長

診療所における患者の入院について（疑義照会）

医療法第13条において、診療所の管理者（医師）は入院させている患者を48時間以内に退院させるように努めるべきと規定されています。

しかし、医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該患者が当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、同条の「診療上やむを得ない事情がある場合」に該当すると考られますが、このことについて御教示願います。



医政総発第 0225001 号
平成 16 年 2 月 25 日

横浜市衛生局長 殿

厚生労働省医政局総務課長

診療所における患者の入院について（回答）

平成 16 年 2 月 19 日付け衛地医第 383 号にて照会のあった標記の件については、貴見のとおりと思料する。